

富士見市通所型サービス基準要綱

平成29年1月23日

告示第25号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第33条）

第5節 支援の方法に関する基準（第34条—第38条）

第3章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準（第42条—第44条）

第4章 通所型サービスC

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員に関する基準（第46条）

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準（第47条—第51条）

第5章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者の指定等に関する規則（平成28年規則第49号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、富士見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第16号。以下「実施要綱」という。）第3条第1号に規定する通所型サービスを行う第一号事業者（以下「事業者」という。）の人員、設備、運営及び支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、規則及び実施要綱において使用する用語の例による。

(通所型サービスの一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所型サービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 通所介護相当サービスは、介護予防を目的として、その利用者が通う施設において、入浴、排せつ、食事等の介護又は認知機能の低下等に伴う専門的な介護、機能訓練等を特に必要とする場合に提供するものとし、当該介護、機能訓練等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 通所介護相当サービスを行う者（以下この章において「通所介護相当サービス事業者」という。）は、利用者の心身の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用の促進を図らなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 通所介護相当サービス事業者が通所介護相当サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定をあわせて受け、かつ、通所介護相当サービスと指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者。以下同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 事業所の利用定員（当該事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、前項の看護職員又は介護職員）を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、通所介護相当サービスと指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、通所型サービスと指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 通所介護相当サービス事業者は、正当な理由がなく通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 通所介護相当サービス事業者は、利用申込者に対して自ら適切な通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、包括等への連絡、適当な他の通所型サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければな

らない。

(受給資格の確認)

第11条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第12条 通所介護相当サービス事業者は、ケアプラン（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、包括等との密接な連携に努めるとともに、当該ケアプランに沿った通所介護相当サービスを提供しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る包括等に対する情報の提供及び包括等との連携に努めなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第13条 通所介護相当サービス事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る包括等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しな

ければならない。

(利用料等の受領)

第15条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに要する費用から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護相当サービスに係る第一号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 通所介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係る通所介護相当サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 事業所の従業者は、現に通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連

絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第18条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対して適切な通所介護相当サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって通所介護相当サービスを提供しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、従業者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条 通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第22条 通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第23条 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第24条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第25条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第19条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持）

第26条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（包括等に対する利益供与の禁止）

第27条 通所介護相当サービス事業者は、包括等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第28条 通所介護相当サービス事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る包括等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第31条 通所介護相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第32条 通所介護相当サービス事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、通所介護相当サービスの会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) 第35条第1項に規定する通所介護サービス計画

第5節 支援の方法に関する基準

(通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第34条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定して計画的に行われなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の

評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、当該業務の一層の改善を図るため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して当該サービスの提供に当たらなければならない。
- 5 通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。
- 6 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所介護サービス計画の作成)

第35条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービス提供を行う期間等を記載した通所介護サービス計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。

- 2 前項の計画は、包括等が作成するケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- 3 事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 事業所の管理者は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

(モニタリング)

第36条 事業所の管理者は、計画に基づくサービスの提供の開始時から当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1月に1回は当該利用者の状態、サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係るケアプランを作成した包括等に報告を、少なくとも1回は当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- 2 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した包括等に報告しなければならない。
- 3 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第37条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第38条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、事前に

脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

第3章 通所型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第39条 通所型サービスAは、介護予防を目的として、その利用者が通う場所において、高齢者の閉じこもり予防及び自立支援に資する通所事業を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第40条 通所型サービスAを行う者（以下この章において「通所型サービスA事業者」という。）が当該サービスを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所型サービスAの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 従事者 通所型サービスAの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に従事者（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人に必要数確保されるために必要と認められる数

2 前項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の従事者として従事することができる。

(管理者)

第41条 通所型サービスA事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準

(設備及び備品等)

第42条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に必要な場所並びに設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の場所の面積は、2.5平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定をあわせて受け、かつ、通所型サービスAと指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 前項ただし書に規定する場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 通所型サービスAの提供を行う場所に消火設備その他非常災害に際して必要な設備がない場合は、避難マニュアルの作成その他利用者の安全に資する適切な措置を講ずるものとする。

(個別サービス計画の作成)

第43条 事業所の管理者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービス提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

(準用)

第44条 第8条から第34条まで及び第36条から第38条までの規定は、通所型サービスAについて準用する。

第4章 通所型サービスC

第1節 基本方針

(基本方針)

第45条 通所型サービスCは、介護予防を目的として、その利用者が通う場所において、3月から6月までの短期間に、保健又は医療の専門職が行う機能訓練を提供するものとし、当該機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上

を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(通所型サービスCの事業者)

第46条 通所型サービスCを行う者（以下この章において「通所型サービスC事業者」という。）は、保健又は医療の専門職により通所型サービスCの提供を行わなければならない。

2 前項の保健又は医療の専門職は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者その他の保健又は医療の専門職に相当するものとして市長が認めた者とする。

3 通所型サービスC事業者は、利用者の心身の状態等を踏まえながら、介護予防ケアマネジメントに基づいた当該サービスの提供を行わなければならない。

第3節 設備、運営及び支援の方法に関する基準

(衛生管理等)

第47条 通所型サービスC事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第48条 通所型サービスCを行う事業所（以下この章において「事業所」という。）には、当該サービスの提供に必要な場所並びに設備及び備品等を備えなければならない。

(記録の整備)

第49条 通所型サービスC事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスC事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第51条において準用する第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 第51条において準用する第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通所型サービスCの提供に当たっての留意点)

第50条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たっては、当該サービスの利用終了後に効果測定等による評価を行い、利用者自らが健康管理を行うセルフケアに向けた動機付け及び学習を行うことにより、地域の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指さなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、市、包括等、主治の医師その他の関係機関と連携を図りながら、通所型サービスCの効果的な実施を図らなければならない。

3 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供を廃止し、又は休止する場合には、当該サービスを受けていた者であって、当該サービスの廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、便宜の提供を行わなければならない。

(準用)

第51条 第17条、第26条、第28条及び第30条の規定は、通所型サービスCについて準用する。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第52条 通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を

いう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第139号)

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の富士見市通所型サービス基準要綱（以下「新要綱」という。）第19条及び第31条（新要綱第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新要綱第31条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間における新要綱第20条第3項（新要綱第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第20条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間における新要綱第21条（新要綱第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第21条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(通所介護相当サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

5 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間における新要綱第24条第2項（新要綱第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第24条第2項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。